

団体加入者取消後の対応について

所属していた団体の利用代表者から団体加入者取消をされると、利用停止状態となり、manifestの登録等ができなくなります。

継続して JWNET を利用する場合は、団体加入者取消日の翌月末までに加入者自身が「**料金区分変更**」や「**利用代表者を変更**」の手続きをする必要があります。

何も手続きをしなければ、団体加入者取消のあった日の翌月末で自動的に解約になります。

1. 継続して JWNET を利用する場合

利用代表者が団体加入者取消を行った翌月末までに、（1）料金区分変更、または（2）別の利用代表者への変更手続きを行ってください。

（1）料金区分を変更する場合（C料金→A料金またはB料金）

JWNET にログインし [加入者情報管理] > [変更申込] より料金区分を変更

■料金区分変更方法

https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2022/03/group_ryoukinhenkou_manual.pdf

（2）別の利用代表者へ変更する場合（C料金→C料金の移行）

新しい利用代表者による団体加入者追加の手続きが必要です。

マイページから「**加入者番号**」と「**利用代表者ひもづけ番号**」を確認し、新しい利用代表者へ伝えてください。

■利用代表者ひもづけ番号の確認方法

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/page_331.html

2. 今後 JWNET の利用をしない場合（解約）

特に手続きは必要ありません。団体加入者取消日からmanifestの登録・修正等の機能は利用できなくなります。

団体加入者取消日の翌月末に解約となり、翌日に解約完了メールを送信します。

◆利用代表者宛 件名：【JWNET】解約処理完了のお知らせ

◆団体加入者宛 件名：【JWNET】団体加入解約完了のお知らせ（利用代表者様からのお申込み）

【解約前の確認事項】 必ずご確認ください。

- ・ 運搬終了報告、処分終了報告、及び最終処分終了報告がされていることを確認してください。
- ・ manifest情報を保存（ダウンロード）してください。